

## 27年度介護保険料納入通知書をお送りします

### 65歳以上の方へ

7月15日(水)に発送します。7月22日(水)までに届かない方はご連絡ください。

27年度の介護保険料は、26年中の所得に基づく27年度の住民税課税状況と、27年4月1日現在の世帯状況で計算します。27年4月以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格を取得した日の世帯状況で計算していただきます。

※納入通知書は、東京都シルバーパス(満70歳以上対象)購入時の所得の確認書類となります。大切に保管してください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597・☎(3209)6010へ。

## 国民健康保険

## 昭和15年8月2日～昭和20年8月1日生まれの方へ 新しい高齢受給者証をお送りします

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用していきます。次の①②のいずれかに該当する場合は「2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割負担)」、①②以外の場合は「3割負担」です。

▼①70歳以上の国民健康保険加入者で、27年度住民

世帯主宛てに7月17日(金)に発送します。7月24日(金)までに届かない方はご連絡ください。住居表示を実施する坂町地域にお住まいの方には7月23日(木)以降に発送します。

8月1日(土)からは新しい高齢受給者証をお使いください。新しい高齢受給者証の有効期限は、「平成28年7月31日」です。75歳からは後期高齢者医療制度(下記)の対象となるため、28年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です。

【問合せ】医療保険年金課 国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・☎(3209)1436へ。

税の課税標準額が145万円以上の方が同じ世帯に1人もいない

▼②同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの国民健康保険加入者がいて、70歳以上の加入者全員について総所得金額等から33万円の基礎控除額を差し引いた金額の合計額が20万円以下

※70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

②緩和措置  
次の全てに該当する場合は、申請により一部負担金は「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)となります。

▼同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▼70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入合計額が520万円未満

★①②に該当する可能性がある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、お早めに医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

●一部負担金の割合が「3割」の方へ  
26年中の収入が収入基準額(※)に該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)となります。

※収入基準額：同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合520万円未満

【申請先】医療保険年金課 国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

## 認知症の相談・学習会

①認知症・もの忘れ相談  
【日時】7月21日(火)午後2時30分～4時30分  
【会場】落合保健センター(下落合4-6-7)  
【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、4名  
【内容】専門医による個別相談(東京医科大学病院高齢診療科医師)  
【申込み】電話で落合第一高齢者総合相談センター ☎(3953)4080へ。

②認知症介護者相談  
【日時】8月3日(月)午後2時～4時  
【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室  
【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名  
【内容】専門医による個別相談(西新宿コンシエリアクリニック精神科医師)  
【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者相談係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。

③認知症介護者の学習会  
【日時】会場内容 ▼8月13日(木)午後1時30分～3時30分  
【対象】認知症介護者の方、30名  
【内容】認知症介護者の学習会(認知症ケア実践者による個別相談)  
【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。

## 後期高齢者医療制度に加入している方へ

### 27年度の保険料のお知らせをお送りします

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

保険料の納入通知書を7月17日(金)に発送します。7月27日(月)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法もご案内しています。26年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方などは、後日、保険料が変更になることがあります。

**保険料のしくみ**  
保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(下図)。

▶保険料の上限は57万円です。  
▶均等割・所得割の金額は、所得によって軽減される場合があります。  
▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険組合・共済組合等)の被扶養者だった場合には、軽減措置があります。

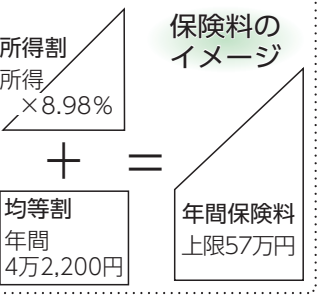
**保険料は原則として年金からの引き落としです**

◎年金からの引き落としにならない場合  
次の方は納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。  
▶介護保険料が年金からの引き落としでない方  
▶27年7月1日以降に75歳になった方  
▶本人の申し出により口座振替に変更した方  
▶27年4月2日以降に新宿区に転入した方  
▶後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が、介護保険料が引き落とされている年金の受給額の2分の1を超える方

◎年金からの引き落としを口座振替(自動払込)に変更できます  
「保険料納付方法変更申出書」を高年齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。申出書が8月5日(水)までに届いた方は10月から、その後に届いた方は12月以降、口座振替に変更します。

27年度から新たに年金からの引き落としの対象になる方には、保険料のお知らせに「保険料納付方法変更申出書」を同封しています。申出書が必要な方はご連絡ください。

※申出書を提出しても、保険料を滞納した場合は、年金からの引き落としに切り替わることがあります。



【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。

## 医療費の自己負担割合が変わる方へ 新しい被保険者証をお送りします

◎医療費の自己負担割合  
8月～28年7月の医療費の自己負担割合は、27年度の住民税の課税状況等で決まります。同じ世帯の被保険者のうち、27年度の住民税課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。

●収入額による特例  
自己負担が3割で、26年中の収入が「収入基準額(※)」に該当する方は、申請により「1割負担」になります。該当する方には6月下旬に「基準収入額適用申請書」をお送りしています。

※収入基準額…同じ世帯の被保険者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満(383万円以上の場合でも、70歳～74歳の方が同じ世帯にいる場合は520万円未満)、2名以上の場合520万円未満

★負担割合が変わる方  
新しい被保険者証を7月17日(金)に発送します(住居表示を実施する坂町地域にお住まいの方は、負担割合が変わらない方も含めて7月23日(木)に発送)。これまでの被保険者証は、8月1日(土)以降に同封の返信用封筒でお返しください。

★負担割合が変わらない方  
新しい被保険者証はお送りしません。これまでの被保険者証で受診してください。

世帯全員が住民税非課税の方へ  
医療機関等の窓口で支払う費用がより低額な自己負担限度額となるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。

26年度以前に交付を受けていて27年度も世帯全員が住民税非課税の方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月24日(金)に発送します。